

府 公 第 66 号
令和3年3月22日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 菅 義偉

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第29条第2号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

(別紙)

行政文書管理規則 改正案一覧

- 1 経済産業省行政文書管理規則改正案
- 2 金融庁行政文書管理規則改正案
- 3 消費者庁行政文書管理規則改正案
- 4 個人情報保護委員会行政文書管理規則改正案
- 5 出入国在留管理庁行政文書管理規則改正案
- 6 環境省行政文書管理規則改正案

行政文書管理規則の一部改正について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

経済産業省、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、出入国在留管理庁、及び環境省について、以下のとおり改正を行う。

<主な改正内容>

（１）経済産業省：省内の組織改編に伴う修正

副総括文書管理者を情報システム厚生課長から、大臣官房総務課長に変更 他

<その他の改正内容>

（２）金融庁：誤記修正

附則について、旧文書管理規則の廃止年月日を修正

（３）消費者庁：形式的修正

別表第 1 及び別表第 2 の一部の事項の記載について、他の行政機関の文書管理規則の記載ぶりを参考に修正（具体的に指している内容に変更は無し） 他

（４）個人情報保護委員会：形式的追記、誤記修正

別表第 1 及び第 2 について、個人の権利義務の得喪及びその経緯及び法人の権利義務の得喪及びその経緯に係る事項として、「補助金等の交付に係る重要な経緯」を追加 他

（５）出入国在留管理庁：誤記修正

別表第一について、引用条項を修正 他

（６）環境省：表現の適正化

規則第 5 条に規定する「部局等」の定義内容を修正